

給実甲第 1 2 7 4 号

令和 2 年 6 月 1 7 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 3 2 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 6 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第 3 7 条関係 1～1 1 （略） 1 2 この条の第 4 項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1)～(26) （略） <u>(27) 令和 2 年人事院指令 1 4—</u> <u>1（新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場</u>	第 3 7 条関係 1～1 1 （略） 1 2 この条の第 4 項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1)～(26) （略） (新設)

<p><u>合における職員の職務に専念</u> <u>する義務の免除に関する臨時</u> <u>措置について) 第1項の規定</u> <u>による勤務しないことの承認</u></p> <p>13～18 (略)</p>	<p>13～18 (略)</p>
--	------------------

以 上